

食安輸発0727第1号

平成23年7月27日

各検疫所長 殿

医薬食品局食品安全部監視安全課

輸入食品安全対策室長

(公印省略)

おもちゃのフタル酸エステルの取扱いについて

食品衛生法第62条に規定するおもちゃのフタル酸エステルの規格基準の改正については、平成22年9月6日付け食安発0906第2号「食品、添加物等の規格基準の一部を改正する件について」により通知したところですが、本年9月6日以降輸入されるおもちゃの取扱いについては、下記のとおりとしますので、御了知の上、輸入者等関係者への周知方よろしく申し上げます。

記

1. ポリ塩化ビニル、ポリウレタン及びゴムからなる部分については、フタル酸エステルの使用頻度及び過去の調査結果における基準値超過事例を踏まえ、初回輸入時に自主検査による確認を指導すること。ただし、あらかじめ自主検査の結果が提示された場合にあっては、この限りではない。
2. 以後、継続的に輸入される場合又はポリ塩化ビニル、ポリウレタン及びゴム以外の合成樹脂からなる部分については、毎年度策定する輸入食品等モニタリング計画に基づきモニタリング検査を実施すること。